**平成２２年（フ）第２１７号**
東京都世田谷区太子堂１丁目14番14号
破産者　有限会社シー・ワイ・ユー
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１８号**
三重県津市河芸町一色1369―２
破産者　田邊　　忠（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２３２号**
千葉県船橋市金杉１丁目12番２号
破産者　有限会社サンテ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２３３号**
千葉県船橋市新高根２丁目５―３
破産者　齋藤　貞明
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３５７号**
東京都江戸川区西葛西３丁目３番26―306号
破産者　有限会社赤坂うきよ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３８８号**
山口県宇部市寺の前町２―10
破産者　野田由紀子（旧姓前田）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３９０号**
山口県宇部市寺の前町２―10
破産者　前田美代子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４１４号**
東京都板橋区赤塚５丁目27番４号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区内神田１丁目16番９号
破産者　株式会社アミューズ・ネット
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２２号**
東京都大田区蒲田本町２丁目23―２―405
破産者　小林　克利
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４３３号**
栃木県宇都宮市一条１丁目６―５―402、開始決定時の住所東京都中野区中野１丁目62―17
破産者　中山　幸一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４７８号**
東京都千代田区三崎町２丁目20番７号
破産者　株式会社シーエスシステムズ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４３６号**
東京都台東区今戸２丁目29―３
破産者　横田　　圭
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４３７号**
東京都台東区今戸２丁目29―３
破産者　横田　啓子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４４７号**
千葉県船橋市松が丘２丁目35―８
破産者　市川　公士
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６０１号**
宮城県登米市迫町佐沼字新大東９―203
破産者　小茂田陽子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６０８号**
三重県四日市市垂坂町373―１、開始決定時の住所三重県四日市市白須賀２丁目４―28
破産者　佐々木　穣
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６１２号**
沖縄県沖縄市山内２丁目22―５―302
破産者　窪田　幸子（旧姓比嘉）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６１３号**
熊本県熊本市渡鹿１丁目16―37―201
破産者　木村　由希（旧姓山田）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６１４号**
愛知県名古屋市天白区元植田１丁目2303―306
破産者　櫻井　友也
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６１８号**
愛知県岡崎市真福寺町字中ノ坂１―３―Ⅰ―901、開始決定時の住所愛知県蒲郡市三谷町須田10―３―Ⅱ―505
破産者　橋本　康治
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６２０号**
愛知県名古屋市南区戸部町２丁目36―２Ｂ
破産者　加藤　　誠
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６２２号**
茨城県龍ケ崎市松ケ丘２丁目５―３
破産者　大塚みなよ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部